

定 款

一般社団法人 横 浜 清 港 会

一般社団法人 横浜清港会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人 横浜清港会と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を横浜市中区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、従たる事務所を設置、変更又は廃止できるものとする。

(目 的)

第 3 条 本会は、横浜港の港湾区域及び臨港地区において、漂流物、廃棄物等の除去、投捨ての防止等に関する事業を行い、航行船舶の安全並びに港内及び地区内の美観保全を図り、市民生活の向上と市内経済の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 水域における漂流物、廃棄物等の除去事業
- (2) 投捨て防止事業
- (3) 油流出防止事業
- (4) 外航船舶等の日常廃棄物の処理事業
- (5) 横浜港の各埠頭の塵芥処理事業
- (6) 環境保全のための広報・啓発事業
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(構 成 員)

第 6 条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した企業もしくは同企業で構成された団体並びに個人とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第 7 条 本会に入会しようとする者は、理事会が別に定める入会及び退会規程により入会する。

(会 費)

第 8 条 会員は、本会の活動に必要な経費に充てるために、会員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡又は会員である企業もしくは団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、理事会が別に定める入会及び退会規程により任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対して会員総会の 1 週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、会員総会において、決議前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 9 条の規定により資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 会員総会

(構 成)

第 13 条 会員総会はすべての会員をもって構成する。

- 2 前項の会員総会をもって、一般法上の社員総会とする。
- 3 会員総会における議決権は、1 会員につき 1 個とする。

(権 限)

第14条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 前各号に定めるもののほか、会員総会で決議するものとして「一般法」及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の会員総会においては、第16条第3項の書面に記載した会員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 本会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

2 定時会員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、収集の請求が会長にあったとき。

(招 集)

第16条 会員総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条3項第2号に規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を会員総会の日とする臨時会員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第17条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第18条 会員総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 会員総会の決議は、「一般法」第49条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、会員総会において、出席した会員の過半数を持って決し、可否総数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、会員として議決に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 会員総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委託することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会員総会に出席した会員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに署名又は記名押印しなければならない。

(会員総会運営規程)

第22条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める会員総会運営規程による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、4名以内を「一般法」第91条第1項第2号に規定する執行理事とすることができる。

(選任等)

第24条 理事及び監事は会員総会の決議により選任する。

2 代表理事及び執行理事は、理事会において選任する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選任された執行理事より副会長、専務理事を選任することができる。ただし、副会長は3名以内、専務理事は1名とする。

5 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会で予め定めた順序によって、その業務執行にかかわる職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故が

あるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長及び副会長の業務執行にかかわる職務を代行する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定められるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び業務報告などを監査すること。
- (3) 会員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令に定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、この調査結果を会員総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい障害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任 期)

第27条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 役員は、第23条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解 任)

第28条 役員は、いつでも会員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の決議に基づかなければならない。

(報 酬 等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の議決により定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の責務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては、第41条に定める理事会運営規則によるものとする。

第2節 理事会

(設置)

第31条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選任及び解職

(種類及び開催)

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示し会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により、理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項2号、又は第4号前段に該当する場合には、その請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的事項を記載した書面をもって、開催の1週間前までに通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定 足 数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開催することができない。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、この定款の別段の定めがあるもののほか、決議に加わる事のできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべきことを通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議 事 録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第5章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第42条 本会の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本会の事業計画書及び収支予算書は毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受け、会員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第44条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び決算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時会員総会において承認を得るものとする。

2 本会は、前項の定時会員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第45条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

第6章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第47条 本会は、会員総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の議決により、ほかの「一般法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第48条 本会は「一般法」第148条に定める事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第49条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、会員総会の決議により、本会と類似の事業を目的とするほかの公益法人、国若しくは地方公共団体又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 委員会

(委員会)

第50条 本会の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第51条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付帳簿及び書類)

第52条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び会員総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員等の報酬及び費用に関する規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び決算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報保護

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議において別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第54条 本会は業務上知りえた個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第55条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補 則

(委 任)

第56条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日「平成25年4月1日」から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は、飯泉牧太郎とする。

附 則

この定款は、平成28年6月21日から施行する。